



NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

〒165-0031 東京都中野区上鷲宮3-13-1 鷲宮ガーデンハウスA2
TEL: 03-5439-4021 / FAX: 03-3926-7551 / E-mail: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/> @NPOWEB

2020年4月9日

超党派 NPO 議員連盟 御中

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
代表理事 関口 宏聡

新型コロナウイルス感染症対応に係る

NPO 法人等の支援等に関する要望事項【第二次】

皆様には、NPO・市民活動への理解をいただき、その発展のためにご尽力いただいていること、深く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症については、4月7日に緊急事態宣言も発表されました。NPO法人等でもイベント中止・延期や施設閉鎖、休校対応等による影響が一層広がり、事業継続や団体存続が危機的な状況です。そのような中でも、全国各地で多くのNPO法人等が様々な支援活動にも懸命に対応しています。現場で苦しんでいる、頑張っているNPO法人等へ様々な支援の実現が急務です。ぜひ、以下の事項を実現してください。

● 1. 税制支援

- ・震災時同様の「指定寄付金」指定や寄付金控除の拡充、企業向け支援税制の適用を

● 2. 財政支援

- ・企業向け給付金制度や補助金等はNPO法人等にも適用、補助率引上げや対象拡充を
- ・自治体への交付金や基金等の使途としてNPO法人等による事業や支援活動も対象に
- ・東日本大震災・熊本地震等や台風・豪雨等との二重三重被害への手厚い支援を

● 3. 金融支援

- ・NPO法人等が利用可能な既存融資制度の周知や手続・要件の大幅緩和を

● 4. 相談支援・人材支援

- ・NPO法人等の支援策を相談できるワンストップ専門窓口設置、休業人材の活動促進

● 5. 事務負担等軽減

- ・事業報告書等の提出期限特例延長、総会・理事会のオンライン開催等の一層の推進

※本要望書に関するご連絡はシーズ関口(080-3311-8706)までお願いします。

● 1. 税制支援

(1) リーマンショック時を超える経済活動の落ち込みを受けて、今後、NPO 法人等への寄付等の大幅減少が見込まれる。こうした状況下での企業や個人からの寄付を税制面から支援するため、新型コロナ対応特例寄付税制として東日本大震災時と同様に支援・助成活動等を行う認定 NPO 法人・公益法人等を対象とした「指定寄付金制度 (※)」の指定を（現行の指定寄付金制度適用のみなら、財務大臣告示だけで可）

さらに、東日本大震災時同様に、個人の寄付金控除上限額の引き上げ（40%→80%）をはじめ、税額控除率引き上げや繰越控除の導入など寄付税制の大胆な拡充を

※指定寄付金指定により企業からの寄付金は「全額損金算入可能」になる。

《参考》財務省「東日本大震災の被災者支援活動を行う認定特定非営利活動法人等（認定 NPO 法人等）が募集する寄附金の指定」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/230427npo-shiteikifukin.htm

(2) 食料品やマスク・消毒用アルコール等の消耗品をはじめ、企業等からの支援活動に必要な資機材等の現物寄付・寄贈を促進するため、本件が災害等に該当することを明確化し、寄付した物品・資機材等は「全額損金算入」可能である旨を周知

⇒3月30日付、国税庁発表の FAQ 及び国会質疑にて、一定の明確化

【追加要望】国税庁新型コロナ FAQ で食料品だけでなく消耗品等も対象となる旨を追記

《参考》国税庁 FAQ「問.《企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い》」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

(3) 企業向けの「納税期限延長・猶予」や「固定資産税等の減免」等は NPO 法人等にも漏れなく適用を

⇒4月7日付、緊急経済対策で「納税猶予・消費税届出の特例」や「固定資産税等の軽減」、「テレワーク設備投資税制」等は NPO 法人等も対象に

《参考》経済産業省「緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_zeisei.pdf

《参考》自民党・公明党「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/policy_topics/gyoukaku/coronavirus03.pdf

(4) イベント中止時の払戻辞退者向けの寄付金控除制度は NPO 法人等が主催したイベント等にも適用を

《参考》財務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku_shiryoku.pdf

● 2. 財政支援

(1) 企業・個人事業主向け給付金「持続化給付金」について、NPO 法人等も漏れなく対象となるよう適用を

⇒4月7日付、緊急経済対策にて NPO 法人等も給付対象に盛り込み。

【追加要望】 給付は迅速に、手続等も簡素化を。また、NPO 法人等は会費や寄付も含めた多様な財源が特徴であるため、対象判定式等に配慮を。

《参考》経済産業省「経済産業省関係令和2年度補正予算案（概要）」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf

(2) NPO 法人等も対象となっている IT 導入補助金や小規模事業者持続化補助金、雇用調整助成金、働き方改革推進支援助成金（テレワーク助成金）などについては補助率引き上げや対象費用拡大（例：パソコンやスマホ等の購入費用も対象に）、対象期間・期限の延長、条件緩和、手続簡素化などの拡充を。

⇒4月7日付、緊急経済対策にて IT 導入補助金等の補助率引き上げ等が盛り込み。

【追加要望】 資金繰りがひっ迫し手元資金が枯渇している状況を踏まえ、現状の「後払い（精算払い）」から「前払い（概算払い）」で対応を。また現状のオンライン申請では、事前に「G ビズ ID プライムアカウント」取得が必要。電子証明書等は不要なものの、一定の ICT 環境やリテラシが求められることから、後述する相談支援機能等も必要。かつ取得に数週間を要するため、ボトルネック化の懸念があり、必要書類の事後送付化や対応窓口の時間延長（現状は平日 9～17 時のみ）、人員増強等が急務。

《参考》前述 経済産業省 補正予算資料

《参考》G ビズ ID <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(3) 都道府県・市町村に交付予定の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金（仮称）」については、NPO 法人等が行う事業・支援活動等も含め、地域の状況や影響に応じて、きめ細やかなで柔軟に活用できるよう制度設計を。特に現状の支援策のフレームで抜け漏れている「寄付型」や「小規模・草の根活動型」の NPO 法人等への支援について、重点的な支援を。今後の状況に応じて、さらに追加で、政府ないしは都道府県等に「新型コロナ対応支援基金（仮称）」を設置するなどして、継続的な支援を。

《参考》内閣府「令和2年度補正予算（案）の概要」

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei.pdf

(4) 今回の新型コロナ対応では、2011 年の東日本大震災や 2016 年の熊本地震をはじめ、ここ数年の豪雨・台風や噴火等の被害から復旧・復興の途中にある地域にも大きな打撃。二重三重の被害・影響を受けている地域が存在。全国の中でも、特に苦境にあるこうした地域

や団体に対しては、より手厚い税財政支援やきめ細やかな情報提供、人材支援等が急務。

《参考》中小企業庁「令和元年度「被災小規模事業者再建事業費補助金(持続化補助金台風19号、20号及び21号型)」の公募を開始します」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2020/200401jizoku.html>

(5) キャッシュレス決済(〇〇pay・suica等)による寄付・募金ができない現状を改善するため「資金決済法」規制の緊急緩和・弾力的運用

(6) 政府・独立行政法人や自治体の補助金等の弾力的運用、助成財団・機関の柔軟な助成・支援対応を阻害しない法令運用(収支相償規定等)を。また、休眠預金活用制度においても、新型コロナ対応支援活動を助成対象とすることや資金分配団体・実行団体の事務負担を軽減すること、など制度の弾力的運用を。

● 3. 金融支援

(1) 金融機関等での現場での尽力には深く感謝。NPO法人等での融資実績も増加中だが、ごく一部でNPO法人等も利用できるのに理解不足で融資等を断られるなどの事例も聞く。日本政策金融公庫特別貸付やセーフティネット保証(4号・5号)、各自治体の制度融資等のNPO法人等も利用できる制度については、改めて金融機関や自治体、NPO法人等への周知徹底を。日本公庫等と併せて、独立行政法人福祉医療機構(WAM)が実施している新型コロナ関連融資制度なども一層の手續簡素化や条件緩和を行いつつ、福祉分野のNPO法人等に周知・広報の徹底を。

他の支援策と合わせて、内閣府「NPOポータルサイト」等での分かりやすい広報を。

《参考》日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

《参考》福祉医療機構(WAM)「新型コロナウイルスの感染症の影響を受けた福祉・医療関係施設に対して、無担保・無利子で経営資金・長期運転資金の融資を行っております」

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

(2) すでに金融機関等から借入れをしているNPO法人等の既往債務については、中小企業・小規模事業者と同様に、返済条件変更(リスケ)や元金据置、実質無利子融資への借換など柔軟な対応を。

⇒4月7日付、緊急経済対策にリスケや借換等の支援が盛り込み。

【追加要望】NPO法人等の場合も対象である旨、金融機関やNPO法人に周知を。

《参考》前述 経済産業省 補正予算資料

● 4. 相談支援・人材支援等

(1) 上記のような、広範にわたる支援施策については、各機関での相談対応や広報等も行われているが、それぞれに専門性や対象も異なり、たらい回しになっている事例も出てきている。ワンストップで相談できる拠点を、最低全国各ブロックに1か所、可能であれば各都道府県に1か所に緊急整備。あるいは、主な「よろず支援拠点」にNPO法人等の担当を設置も選択肢。また、前述の通り、持続化給付金や各種補助金は「オンライン申請」が前提になるが、NPO法人等にはICT環境やリテラシ格差もあるので、申請支援等を充実。今後の状況次第で、自団体のみでの経営再建や事業継続が困難なケースも予想されることから、組織再編や事業承継、事業譲渡等を進めるサポートも併せて実施。

(2) 震災時同様に、休業・失業回避に向けた支援を進めるのと並行して、休業中の企業等の従業員や求職中の失業者の方がボランティア活動やNPO法人等の支援活動に従事しても税務上・労務上も問題ない旨、再度通知。また、税理士・公認会計士や社会保険労務士、中小企業診断士、弁護士など、専門家人材による支援も一層拡充。

《参考》厚生労働省

「休業中の方がボランティアをした場合の失業給付の取り扱いの明確化について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken09.pdf>

《参考》国税庁「当社の社員を災害復旧活動にボランティアとして派遣した場合に、ボランティア活動中の給与相当額は、寄附金として取り扱われますか。」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/hojin_shohi_gensenFAQ/answer10.htm

● 5. 事務負担等軽減

(1) 【第一次から継続要望】前回の要望で内閣府による新型コロナ対応Q&Aが掲載されたことには感謝する。しかし、未だ毎日のように総会・理事会開催方法や事業報告書提出遅延等に関する相談・質問が弊会にも寄せられている。「緊急事態宣言」を受けて、「特定非常災害」時と同様の事業報告書等の提出期限などに関する特例延長や免責措置を講じる／総会・理事会の完全オンライン（バーチャルオンリー型）開催等についても可能な旨のQ&Aを掲載するなどして、現場のNPO法人の不安・懸念を払しょくし、無理な総会開催等により感染拡大（クラスター等）を招くようなことが絶対に無いよう強く要望する。

《参考》内閣府「新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A」

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

《参考》経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

※上記、経済産業省の実施ガイド等では「株式会社」は会社法の定めによりバーチャルオンライン型は困難との解釈が示されているが、NPO法は社員総会招集時の「開催場所」の記載は法定事項では無いため、事態の重大性・緊急性等を鑑みて、「NPO法人」では弾力的運用が可能と考える。

(2) その他、税務・労務・法務等の事務負担・財政負担の軽減についても、企業等と同様に、各種税金や社会保険料等の支払猶予・期限延長等を適用するとともに、手続きの簡素化・迅速化・オンライン（非対面）化等を推進。

最後に、今回のヒアリング開催に心より御礼申し上げるとともに、事態は日々刻々と変化しているため、こうした要望や意見交換の場を今後とも継続的・定期的に設けていただき、予備費の活用や更なる支援策等の実現に向けて、迅速かつ柔軟な対応をお願いしたい。

【参考（3月5日 内閣府 宛て 提出済み）】

新型コロナウイルス感染症対応に係るNPO法人等の支援等に関する要望事項（第一次）

今般の新型コロナウイルス感染症については、NPO法人においてもイベント中止・延期や施設閉鎖、休校対応等による影響が広がっております。日本社会全体が対応に追われる中でも、児童生徒向けオンライン教材の無償提供や給食が無くなり苦しい方へのフードバンク（食品寄贈）活動など、多くのNPO法人が懸命に活動しています。

一方で、多くのNPO法人がこれから6月にかけて、決算期・総会開催・事業報告書等提出期限等を迎えます。このままでは、政府の方針に従うがゆえに、理事会・総会開催が困難／支援活動の停滞／認証・認定の取消リスクなど様々な点が問題として懸念されます。現場で頑張っているNPO法人等への支援が必要です。ぜひ、以下の事項を実現してください。

● 1. NPO法・関連法令の弾力的運用

- ・理事会・総会等へのオンライン参加・開催の柔軟対応
- ・事業報告書等の提出期限の弾力化、遅延等が認定審査等で不利益にならない旨明確化
- ・その他、NPO法人の新型コロナウイルス対応を阻害しない法令運用

● 2. NPO法人に対する財政支援等

- ・既存の補助金・融資・信用保証制度等を活用した財政支援と新規支援の検討
- ・政府・自治体等での委託費・補助金等の柔軟対応

● 3. 弾力的運用や支援施策の周知・広報

● 1. NPO 法・関連法令の弾力的運用

・理事会・総会等へのオンライン参加・開催の柔軟対応

現状、NPO 法人の理事会・総会におけるオンライン参加（インターネットを利用した会議・中継システム・ツール等（※1）による参加）や電話・テレビ会議などについては、内閣府からの Q&A 等が発出されておらず、その扱いが不明確だ。双方向性や同時性を確保でき、理事会・総会等に参加できるオンライン会議・中継システムによる出席・表決は、NPO 法の趣旨からしても、書面表決や委任より望ましいと言える。また、感染拡大予防の面からも非常に有効だ。

これらを踏まえ、早急に内閣府 NPO ポータルサイトに「定款に特別の定めがない場合であっても、オンライン会議・中継システム等による理事会・総会への出席・表決は有効である。」旨を掲載してほしい。

※1 例「zoom (<https://zoom.us/jp-jp/meetings.html>)」「skype (<https://www.skype.com/ja/>)」

※2 定款に特別の定めがある場合にのみ認めるのは、そもそもの定款変更には理事会・総会が必要であり、認証事項でもあるため実効性が全く無く、逆効果なのでご留意いただきたい。

・事業報告書等の提出期限の弾力化、遅延等が認定審査等で不利益にならない旨明確化

今後、期限が到来する事業報告書等・役員報酬規程等の提出義務については、「特定非常災害」時の対応に準じて、提出遅延等に対して弾力的な運用を行っていただきたい。

また、認定審査等においては、すでに内閣府 Q&A (Q3-10-1) でも一定の方向性（※）は示されているが、今回の新型コロナウイルス対応がこれに該当する旨を明確に示してほしい。

※「天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や、特にやむを得ない事情による事業報告書等の提出の遅延等があった場合にまで、実績判定期間中の期限内提出の有無のみによって認定等の可否が決定されることは適当ではありません。」

・その他、NPO 法人の新型コロナウイルス対応を阻害しない法令運用

NPO 法人の法的義務は、NPO 法上求められるもの以外にも、税務、労務、各種業法に基づくものなど様々なものがある。法人税・消費税等の申告・納税や働き方改革対応（残業上限規制）などの期限延長・柔軟対応など、懸命に活動している NPO 法人の事情に配慮した対応をお願いしたい。

● 2. NPO 法人に対する財政支援等

・既存の補助金・融資・信用保証制度等を活用した財政支援と新規支援の検討

すでに経済産業省や厚生労働省からは、中小企業・小規模事業者向けの支援パッケージや休業助成制度などが発表されている。これらの多くは NPO 法人も利用可能である（※）。内閣

府においても、NPO 法人向けにも支援策情報をまとめ、一覧として分かりやすく情報提供してほしい。また、今後、影響が長期化する場合は、新規の支援も検討いただきたい。

※NPO 法人でも利用可能な支援策例「ものづくり補助金」「IT 導入補助金」「事業承継補助金」、「日本政策金融公庫融資」「信用保証制度」、「よろず支援拠点」、「休業助成（検討中）」など

・政府・自治体等での委託費・補助金等の柔軟対応

政府方針を受けて、NPO 法人が実施する大小さまざまなイベントやツアー、セミナーなどが中止・延期となっている。これらの中には、政府・自治体等からの委託や補助によって開催されているものも多い。すでに一部では柔軟な対応が行われ、中止分についても補償された事例がでてきているが、中止分の返金や支払拒否等により、NPO 法人が破産・倒産などに追い込まれることのないよう返金や支払拒否等がないようお願いしたい。

● 3. 弾力的運用や支援施策の周知・広報

上記、これらの弾力的運用や政府の支援施策をはじめ、民間企業や助成機関による支援策等について、内閣府 NPO ホームページ等で所轄庁や各地の NPO 支援センター、専門家、全国の NPO 法人などへ周知を図り、積極的に広報してほしい。